団体交渉に関するILO ハイレベル三者会合レポートより

期的な対策を浮き彫りにすることを目 的にまとめられたもの。 地域の概況を把握し、団体交渉の最近 ポートの要約を紹介する。世界各国・ 年に当たる。ILOは二〇〇九年一一 条約(九八号)を採択してから六〇周 よる経済危機への対応方法を含めた画 合に提出され、議論の前提となったレ 者会合」を開催した。本稿では、同会 部で「団体交渉に関するハイレベル三 が一九四九年に団結権及び団体交渉権)動向を検証し、社会的パートナーに 二〇〇九年は国際労働機関(ILO) 九、二〇日の両日、ジュネーブ本



協力を築くことに役立ち、健全な労使 多い。団体交渉は労使関係を制度化し、 職業訓練、均等待遇、生産性、家庭責 要な論点は賃金と労働時間であるが、 済危機のような経済社会の変動におい ある。社会的パートナーは、現在の経 を構築するために不可欠なツールでも 間に真の「社会的パートナーシップ」 関係を築く基盤となっている。意思決 手段でもある。これは職場での信頼と 対話を通じて職場での紛争を解決する 任など多様なテーマが含まれることが そのほかにも年次休暇、労働安全衛生、 主な手段となっている。団体交渉の主 として団体交渉を利用することができ るような対処法を探るためのプロセス て、労働者と経営者双方の関心に応え 経営者または経営者団体と労働組合の 定権限のバランスをとる団体交渉は、 条件を改善し、社会正義を前進させる

導入することとなり、雇用慣行は変化 対応して新しい形態の作業プロセスを を求める圧力を強めた。企業はこれに を余儀なくされた。このことが、 市場のグローバル化は企業に柔軟性 より

1

労働協約は現在数多くの国々で労働

応することが必要となっている。 渉事項の幅を広げて新たな関心事に対 ためには、現状に順応することと、交 交渉の慣行と構造が機動性を維持する 組合運動の基盤を侵食した。こうした 産業構造の変化は、多くの国々で労働 サービス業が占める割合の増加を伴う 全雇用に占める製造業の割合の減少と ける団体交渉の後退が伴った。また、 雇用関係の個別化と、一部の国々にお 求する。この競争力向上の追求には、 労働者により高次のスキルや訓練を要 術やより柔軟性の高い作業プロセスは 非正規雇用の増加につながった。新技 柔軟性の高い労働時間の取り決めと、 付けることになった。すなわち、団体 団体交渉に重要な課題を突き

ていることを示している。 彫りにした。調査データは、労働条件 率に関する調査を実施した(1)。この が高所得国と低所得国で大いに異なっ を規制する上で団体交渉が果たす役割 の努力を支援することの必要性を浮き 調査の中間集計は、社会的パートナー に労働組合の組織率と労働協約の適用 る一方、労働協約の対象労働者の数は いる。ILOは二〇〇八―二〇〇九年 部の国では比較的に安定を維持して 多くの国で労働組合員が減少してい 高所得国に

> 働組合の組織率を下回ることが多い。 約の適用対象となっている労働者の占 度が弱体で、労働協約に携わりその協 等しいかこれを上回っている。対して まれる場合にはそれが顕著である。 める割合が依然としてきわめて低く労 発展途上国は、労使関係を支持する制 の占める割合が、労働組合の組織率に おいては、 インフォーマルセクターの労働者が含 労働協約の適用対象労働者

世界各国・地域の動向

るが、少数の国では産業レベルでの交 ベルにおける団体交渉活動が増えてい を明らかにする。多くの国では企業レ 多様である。ここでは、グローバルな する特徴の一つは、柔軟性を可能にす 渉へのシフトも観察されている。共通 レベルにおける重要な動向のいくつか と、団体交渉の方法は依然として実に る条項が多く導入されていることであ 世界各国・地域の動向に目を向ける

(1) アフリカ地域

きな進展があった。制限的な登録政策 団体交渉の法的、制度的な枠組みに大 アフリカ地域における多くの国では

労働組合の独占に対する国の支援に終 ナミビア、ガーナ、モザンビークなど) 団結権の公的部門への拡大(ボツワナ、 モーリタニア、ナイジェリアなど)、 止符を打ち労働組合の多元的共存を認 を廃止し(ボツワナ、ウガンダなど) などによって団結権を強化した国が (ガーナ、タンザニア、エチオピア、

Arbitration) のような新たな紛争解決 ような新たな交渉メカニズム、タンザ Coordinating Bargaining Council) Committee)のような三者の社会対話 労使関係の制度を設けた。例としては の円滑な運用を助長するために新たな 機関などがある(2)。 ニアにおける調停仲裁委員 セネガルの国家社会対話委員会 (National Social Dialogue (Commission for Mediation and またいくつかの国は、団体交渉とそ 南アフリカにおける公的部門調 涉 議 会(Public Sector 0) 会

いて団体交渉は依然として発展が遅れ れたものの、この地域の多くの国にお 法律と制度の枠組みには進展が見ら

> 員の激減を経験した。正規の賃金雇用 国が構造調整プロセスの結果として、 る傾向にある。 中で労働組合は細分化され、 おいて無償労働に従事している。この フォーマルセクターまたは農村部門に 極めて小さく、労働者の大多数はイン が雇用に占める割合はほとんどの国で フォーマルセクターの雇用と労働組合 ている。理由はいくつもある。多くの 弱体化す

門の労働者の団体交渉は集中化されて 多様で、交渉は様々なレベル(企業、 Medical Association)と大学付属病院 Association) はガーナ医師会 (Ghana ている。産業内部における「パターン における交渉基準としての役割を果し 体 (National Tripartite Commission) れている。 行われている。タンザニアでは公的部 で行われるか、同時に複数のレベルで 交渉」という伝統もあり、 が最低条件を定め、それが企業レベル いるが、民間部門では企業ごとに行わ セクター・産業、中央・国家レベル) 団体交渉の構造は地域全般を通じて 員 ガーナでは、国家三者委員 依 (University Teachers 例えば大学

され補足される。カメ それが企業レベルで交渉 による合意をモデルとし 化に関与する。 たる協約の交渉を行い、 労働組合が産業全般にわ は、経営者団体と複数の ている。ナイジェリアで セクター協約交渉の円滑 ルーンでは、国が産業・ (Teaching Hospitals) セネガル、 トーゴや ニジェー

> ターの労働者を包含する上で重要な役 使関係を促進し、インフォーマルセク 三者による社会対話の制度が健全な労

専念している。 Commissions) を通じて他の部門にお 渉審議会を介して本質的に「自己規制」 労働協約の執行とモニタリングに責任 きる。交渉審議会そのものが、自身の ない企業)にも拡大適用することがで リカでは、交渉審議会が労働条件を調 ける雇用の基本的条件を定めることに 会 (Employment Conditions を行っているため、国は雇用条件委員 を負っている。社会的パートナーは交 る非当事者(経営者団体に加盟してい 議会の協約は、同審議会の範囲に属す 整する上で重要な役割を果す。交渉審 正規の賃金雇用が比較的多い南アフ

的な資金調達は依然として大きな課題 割を果したことであった。多くの国で Commission) が予防的で先見的な役 対してガーナは労使紛争件数の減少を 部門におけるほど発展しておらず、 を改善するための手段として団体交渉 な労使関係の発展を促進し、 然として不安定なため、健全で生産的 である。一部の国々では政治情勢が依 設けられたにもかかわらず、その効果 紛争解決のための新たな機関が数多く 家労働 見たが、その原因の一部は、新設の国 フリカ、ナイジェリアなど)。これに 公的部門ではそれが特に著しい 使関係が相対的に未成熟な状態にある かあるが、団体交渉のプロセスが民間 労使紛争が増加している国がいくつ 委員会 (National Labour 労働条件 (南 ア

割を果している国もある。

コンゴ民主主義共和国におけるように、

が利用されることに有望な見通しは (2) 南北アメリカとカリブ海諸国地域

Association) は、既存の代表組織に 渉の促進である。ILOの結社の自由 とって代わる労働者組織による団体交 バミューダ、グレナダなど)。南米に 渉を復活させた。 する手続きを改変し新たな手続きを制 ている。一部の国々は団体交渉を促進 逆らう可能性があるという認識を示し 注意を払わない直接交渉は国際基準に 委員会 (Committee on Freedom of おける問題の一つは、従来型のものに 渉を行う義務を導入した(ジャマイカ を保護されているという判断を示した る試みが行われている。カナダでは最 義務の範囲を広げ、 た。アルゼンチンは誠実に交渉を行う て団体交渉権を拡大する法案を可決し 化する規則を採用し、公的部門にお 定した。ウルグアイは団体交渉権を強 体交渉促進手続きを制定し、誠実に交 カリブ海諸国のいくつかは、新たな団 由憲章によって団体交渉に携わる権利 高裁が、労働組合員はカナダの人権自 対する認識と交渉権を強化しようとす 米国では新たな法案(3) で労働組合に 法的、制度的な進展が数多くあった。 米国では、ストライキ中のパーマネ 南北アメリカとカリブ海諸国にも、 様々なレベルで交

労働者の大多数が組合に賛成の投票を 別化しようとする経営者の戦略に関す ぼした(4)。最近のデータによると、 と労働協約の適用率に劇的な影響を及 る裁判所の判決が、労働組合の組織率 ント代替要員の利用と、雇用問題を個

条件の規制において団体交渉が果たす 協約の半数近くに含まれている。労働 保険と年金給付は、すべての団体交渉 か五六%である。興味深いことに健康 新たに認定された交渉ユニットのわず おいてより安定している。 五%をカバーすると見られるカナダに 意義は、労働協約が賃金労働者の三一・ した後で協約締結に成功しているのは 他方、南米の多くでは、 団体交渉は

著である。この地域では一般に企業レ 化につながった分野ではそれが特に顕 または再組織化が特定サービスの外注 協約の適用率が下がっており、民営化 労働者の四・一%、コスタリカの一六・ とアルゼンチンを除くと、労働協約の はエルサルバドルにおける賃金・有給 適用対象労働者の割合は低く、その幅 発展が遅れたままである。 二%となっている。公的部門でも労働 ウルグアイ

成した。 整するために、経営者団体と労働組合 進展があった。交渉戦略と官民両部門 が業界全般にわたる全国的な協会を結 の銀行労働者を拘束する労働協約を調 ブラジルの銀行部門において興味深い によって引き上げられる場合がある。 定め、それが企業と労働組合との交渉 レベルの労働協約は一般に最低基準を

再活性化された。賃金・有給労働者の 農村労働者と家内労働者を扱う新たな 議会(Wage Council)が強化され、 を認めている。例えば、一部の部門で 実現した部門協約はある程度の柔軟性 八九%が労働協約の適用対象となって 審議会が設けられたため、 には契約の期間を短縮する「安全条項」 は協定当事者が経済が苦境にある場合 いると推定されている。賃金審議会が ウルグアイでは二○○五年に賃金審 団体交渉が

> おける団体交渉のシステムが拡大され れ、ニュージーランドでは公的部門に より団体交渉に対する支持が再確認さ

(3) アジア太平洋

その一極にあるのが、オーストラリア、 制度的枠組の発展段階が非常に異なる。 る国々である。 ルなど、労使関係が比較的発達してい ニュージーランド、日本やシンガポー アジア太平洋地域では、 他方、カンボジア、 労使関係の 中

市町村レベルで行われる。州・市町村 ることと零細企業が支配的であること の基準が労働者二○名から四○名であ およびアンデス地域では特にそれが強 ベルでの交渉が重視されており、中米 が団体交渉を妨げていると見なされる。 い。またこの地域では、労働組合結成 ブラジルでは、団体交渉は主に州・ インフォーマル経済が大規模であ 国 労使関係の規則と手続きに関する規制 享受していない国は数多い。オースト 要な役割を果しているマレーシアとシ 度的なイニシアチブを導入している。 ネシアのように、より民主的な統治に 組を設けつつある段階にある。この地 どの移行経済国は新たな労使関係の枠 が大幅に緩和された後、最近の改革に ラリアとニュージーランドでは集団的 的部門の労働者が今なお団体交渉権を の強い法改正が行われた。ただし、 ンガポールでは、より手続き的な性質 交渉の構造・慣行を形作る上で国が重 係制度の構築を目指す一連の法的、 る(5)。移行経済国は、新たな労使関 手続きの制定が大きな焦点となってい 転換した国では、 る発展段階が反映されている。インド 域における法改正には、こうした異な モンゴル、ネパールやベトナムな 団結権の強化と承認

ドにおける木綿、繊維、プランテーショ る団体交渉はまだなお主に企業レベル キャンペーンに着手した。韓国におけ 業を基盤としてきた労働組合を産業基 のいくつかの労働組合は、これまで企 る。非正規雇用の急増に直面した韓国 ベルでの団体交渉の強化を目指してい ルで進行中の労働市場改革も、部門レ ン部門などの部門協約がある。 おけるプランテーション部門と、 である。その例外には、スリランカに レベルでの交渉が引き続き交渉の主流 この地域のほとんどの国では、 一の組合に再編するための全国的な ネパー イン



金属などの部門では、 で行われているが、銀行・医療保険 交渉がある程度

部門レベルへと移行しつつある。

この進展は、労働組合が企業レベルで 年には一億四九〇〇万人の労働者が労 このことが、 個々の経営者に依存しているという慣 域・部門交渉も、徐々に広がってきた 残るものの、その質が着実に向上して 交渉のプロセスの質については疑問が 進めてきた。こうした労働協約と団体 と社会的パートナーは三者メカニズム 働協約の適用対象となっている。政府 ている。 ら団体交渉の慣行に大きな変化が生じ だと見なされている。 いることを示す若干の兆しがある。地 を用いて団体交渉の適用対象の拡大を 行的な問題を克服する上で重要なもの 中国では、特に二〇〇〇年代初期 公式統計によれば、二〇〇八 強制的な地方の最低賃金 一部の地方では

るようになった。部門レベルで見ると

この也或でよ企業レベルでの交歩がとつながった。 とつながった。

この地域では企業レベルでの交渉が支配的であることから、経済全般にわたって賃金の妥結を調整するに当たったって賃金の妥結を調整するに当たったって賃金の妥対に対している。例えばシンガポールでは、果している。例えばシンガポールでは、金業レベルでの交渉で採用される全国的なガイドラインを出す上で、三者に的なガイドラインを出す上で、三者にいる国家賃金評議会(National Wage Council — NWC)が重要な役割を果している。スリランカでは経営者連盟している。スリランカでは経営者連盟している。スリランカでは経営者連盟をお回体交渉の調整において中心的な役割を担っており、セイロン経営者連盟を担っており、セイロン経営者連盟は下げる。スリランカでは経営者連盟は下げる。スリランカでは経営者連盟は下げる。

衡を縮小する手段として春闘を活用す 働者と中小企業の労働者の間や、正規 期を経つつある。全国レベルでは連合 的なシステムの役割が弱体化したため 結果にもつながった。このように伝統 春闘の賃金妥結を敬遠し始めるという の企業交渉が競争力を維持するために、 闘は弱体化してきた。このことは、個々 労働組合の力を制限してきたため、 おいて重要な役割を果してきた。春闘 労働者と非正規労働者の間の賃金不均 Confederation)が、大企業で働く労 春闘が果すべき新たな役割が探られて 定期昇給程度の賃上げといった形で、 で賃金交渉をリードするメカニズムで とは、産業別部門の組合が調整する形 おり、このメカニズムは再活性化の時 (Japanese Trade Union 日本では、春闘が伝統的にこの点に しかし近年は景気の低迷により 春

> 賃金要求方式を用いている。 電機連合(Electrical Electronic & に同一賃金を勝ち取るために、新たな に同一賃金を勝ち取るために、新たな

られ、労働法の整備と労使関係制度の 場を基盤とする新たな雇用関係から生 ネパールでも、労使関係はきわめて敵 紛争解決システムの発展が遅れている きわめて敵対的である。インドでは、 こうした地域の多くでは、労使関係が 進展を妨げてきた。さらに、カンボジ 発展が待たれる。 じる緊張を原因とする紛争の激増が見 対的である。中国とベトナムでも、市 で集団的労使紛争が増えてきている。 になった。スリランカでは、公的部門 の大型ストライキでこのことが明らか 二〇〇九年に航空部門で行われた二件 出現したのはつい最近のことである。 ア、中国、モンゴルやベトナムなどの ンでは、労働組合の乱立が団体交渉の 最も顕著な制約の一つは、 移行経済国においては、経営者団体が インドネシア、パキスタンやフィリピ トナーの力の弱さである。カンボジア、 この地域において団体交渉に対する 社会的パー

(4) 欧州と中央アジア

まれ、第三のグループはロシアを含む という は と 別 と 別 度的な 進展を 形成する 拡大 欧州連合 第一のグループには EU指令が 法的 ・ 第一のグループに は EU指令が 法的 ・ で に は モルドバと 西バルカン 諸国が 含まれる。 団体交渉の 枠 大きな 相違が 見られる。 団体 で もっという は しゅう は しゅう は しゅう に しゅう は しゅう は しゅう は しゅう に しゅう は しゅう は しゅう は しゅう に しゅう は しゅ

成されている。 独立国家共同体(CIS)によって構

ウェーでは、新たな法律が移民労働者 を確保しようとしている。 る労働者に労働協約を適用できること 大の有効性を高め、下請業者の雇用す の割合の多い部門における労働協約拡 したのもその一例である(7)。 ノル ベルの交渉の範囲を広げる改革を導入 表に適用される規則を変更し、企業レ 働者へと拡大している。フランスが代 働協約の適用対象をより弱い立場の労 よって手続き上の修正が導入され、 較的よく整った労使関係システムに カ国(旧加盟国)(6) については、 第一のグループに含まれるEU 労 比

る労働法を採択した。チェコ共和国は囲を拡大し、団体交渉の手続きを定め若干異なる。多くの国が団体交渉の範 EUの新規加盟国においては状況は



制する法改正を導入した(9)。なレベルにおける団体交渉の実施を規(8)、ブルガリアは認定の基準と様々労働協約を拡大適用する手続きを定め

ている。 これらの国々の多くでは団体交渉は主 題点ごとの二者協定などのように、 または拡大適用に大きな役割を果して 部門交渉が全国的な部門間協約の実施 ベルで行われるが、その後に行われる の国々では団体交渉は集中化されたレ に部門レベルで行われている。その他 組合の組織率より高くなる傾向がある。 持つ国々では労働協約の適用率が労働 する労使関係制度がある。この制度を 定の問題を調整する上でも役割を担 る労働災害や職業病に関する個別の問 いる。部門間交渉は、フランスにおけ つかに、労働協約の拡大適用を特徴と 慣行に関しては、 EU加盟国のいく

りに応じて、部門間レベルであれ部門 道を開いた。反対の進展もある。スペ における企業レベルの交渉の発展へと は部門の新たな枠組協約が、保険部門 部門レベルへと移った。デンマークで 中央の所得政策協定の時代が長く続 これらの国々ではある程度の分権化 レベルで行われる一群の国々もある。 レベルでの団体交渉の幅を広げ、より レベルであれ、より高次の協約が企業 は、企業の柔軟性を求める圧力の高ま 交渉の集中化へと転じた。明らかなの た後、二〇〇七年になって団体交渉が 歴然としている。フィンランドでは、 インでは細分化された交渉慣行が団体 また逆に団体交渉のほとんどが企業

高次のレベルで合意された問題点がよ

り低いレベルで明確に表現されること

○八年一一月の金属産業の労働協約に である。たとえばドイツにおける二〇 れていた。フレックスタイムの詳細を レベルで行うことを認める条項が含ま な役割を果たすようになっている。 決定する上で、企業レベル交渉も重要 一般的な給与引き上げ実施交渉を企業 こうした変化は、団体交渉構造の順

ことに向けられてきた。 的パートナーが弱体化し細分化されて 様々なレベルで行われているが、社会 代表性など)。その結果、経済・社会 制度的基盤を確立するために多大な努 再編、安全衛生などといった企業方針 設立が優先されているために、社会的 業の一部として社会対話の三者機関の た。これらの国々における団体交渉は 評議会や類似の機関が数多く設立され 者機関の調整である(参加するための の主眼は社会対話のための全国的な三 モンテネグロにおいては、最近の改革 マケドニア、旧ユーゴスラビア共和国 力がなされた。モルドバ、セルビア、 きを含めて、社会対話のための法律的、 団体交渉と紛争解決に適用される手続 めた第二グループの国々については、 全般に関わるテーマを取り上げている。 と労働時間は取り上げず、企業の社会 の中核的問題点と見なされている賃金 とである。これらの協定は、団体交渉 Agreements — EFA)につながるこ 欧州枠組協定(European Framework パートナーの資源と関心の多くがその いる。加えて、EUへの加盟の予備作 いるために、団体交渉の発展は遅れて 他方モルドバや西バルカン諸国を含 [境を越えた交渉が行われ、それが 一州の産業連盟と多国籍企業の間に 企業の雇用方針の原則、事業

発展に歯止めをかけている。団体交渉 は主に、 パートナーの権能の弱さが団体交渉の を採択した。ただし実際には、社会的 紛争解決のための手続きを含む労働法 も、多くがこの一○年間で団体交渉と 第三のグループの国々 (CIS) で 大企業 (旧国有企業) の内部

働組合による交渉議題についての情報 績のクロスボーダー比較の増加と、労 動向がある。一つ目は、多国籍企業

(MNE)による人件費・柔軟性・業

国境横断的な側面の重要性が増しつ

ある。これに関しては二つの重要な

るという国もある(スロベニアなど)。 ならない(好ましさの原則)を適用す かまわないがそれよりも低くなっては

EUの拡大に伴い、団体交渉のもつ

交換と調整の高まりである。二つ目は

《労使評議会 (European Works

Councils -EWC)

の発案によって

で行われているに過ぎない

行中である。

5

労組をサポートする上で国際労働運動 その例外はおそらく、ヨルダンとバー こうした権利に対する障害が多く、 る社会対話を奨励するための努力も進 オマーン、バーレーンでは、三者によ が不可欠な役割を果した。ヨルダン、 ある。このケースでは運輸産業の国内 ルで労働協約が締結された運輸部門で に権利の確立は実際には限られている つ社会的パートナーの権能が弱いため 確立するための努力を行っているが、 由と団体交渉権を保証する法的枠組を いことが目立つ。一部の国は結社の自 えて、移民労働者を保護する制度が弱 前進は、中東では限定的であった。 レーンが共同で管理運営するターミナ 団体交渉権の実効的な承認に関する か 加



基準を踏まえてそれ以上になることは

がある (フランスなど)。他方、低次

れる基準を下回ることを認めている国

の協約が高次の協約に定められる労働

協約がより高次な協約によって定めら 手続きに従って、より低いレベルでの 多様な方法で調整されている。中には、

きであろう。異なるレベルでの交渉は、 しろ順応性を示唆していると考えるべ 決めが弱体化しているのではなく、む 定しており、そのことはこうした取り

特定の状況のもとであれば合意された

働協約の適用率は依然として比較的安 渉の枠組みの変更にもかかわらず、労 ながった。この点については、団体交 侵食を現しているのかという論議につ 応性を現すのか、それとも団体交渉の

約はITFとIMECの間の強力な 働協約の特徴の多くが含まれている。 暇の権利・産休手当・医療手当など労 この協約には、賃上げ・労働時間・休 これは団体交渉権の実効的な承認を含 パートナーシップの基盤となった。 との間にユニークな協約締結があった。 Employers, Committee — IMEC) 用者委員会(International Maritime Federation ―ITF)と国際海事使 連 (International Transport Workers、 のである。海運部門では、国際運輸労 利を促進する原則の枠組みを定めるも めて、職場における基本的な原則と権 件数が増えてきたことがあげられる。 Agreements —IFA)が締結される 籍企業(MNE)と国際産業別労働組 交渉は経済危機の影響を受けたが、協 合(GUF)との間に国際枠組協定 (International Framework 国際的な労使関係については、多国

4 拡大する団体交渉の範囲

二つの所見を示すことができる。第一 社会的パートナーの権能の弱さ、 ことは、 関する法律の基本条項の反復以上のも 働協約の条項が最低賃金と労働時間に は、一部の発展途上国においては、労 段である。団体交渉の範囲については のにはなっていないことである。この な労使関係を保証するための重要な手 労働協約は、適正な労働条件と健全 より質の高い協約を実現する

基本的な労働基準についての知識を高 とをも示唆している。また団体交渉は て団体交渉が重要な役割を果し得るこ または発展が遅れている国においては める役割も負っている。 労働法規の実施とモニタリングに際し ただし同時に、労働行政が弱体であり て労使関係の未熟さを反映している。

界の多くの国々で拡大していることで を行うことが可能となる。 働者のニーズにも対処した協約の交渉 働条件の向上や公正な処遇に対する労 のニーズばかりでなく、雇用保障、労 目的とした柔軟性を高めるという企業 ナーはこの拡大により、 わたる問題が含まれる。 口統計上の変化・親の権利など多岐に 第二には、団体交渉の交渉議題が世 今日、労働協約には、 競争力維持を 社会的パート 訓練・人

でもある。 的部門における交渉議題の重要な問題 きている。生産性に連動した賃金の導 めの手段が多く含まれるようになって ルな労働時間の取り決めを実施するた を連動させるための手段やフレキシブ だしこのアプローチには、賃金と業績 入と測定基準の問題は、多くの国の公 て団体交渉の主要なテーマである。 この中で賃金と労働時間は依然とし た

庭生活と職業生活を一体化できるよう 順応性を高めると同時に、労働者が家 スを取り生産変動に対する労働時間の 画期的な協約は、企業ニーズのバラン 力が伴う場合が多い。この点における りフレキシブルなものにするための努 に労働時間に対するある程度の選択権 に結び付ける交渉には、 生産性の向上を確保し、それを賃金 労働時間をよ

2

働時間短縮とワークシェアリング制度 間貯蓄制度など、自らの労働時間に対 結果、フレックスタイム制度や労働時 られているようである。 を導入するための手段として主に用い 況にある現在において団体交渉は、 ワーク・ライフ・バランスを考慮した 民労働者にとって特に重要である。 を労働者に与えようと努めている。 含む協定が誕生した。経済が危機的状 ような、従業員指向のより高い制度を した労働時間を利用することを望む移 するある程度の裁量を労働者に認める 帰省休暇をとるために蓄積 労

5.

publns) 会正 労働機関 Justice)(19-20 November 2009)」 ゃい 交渉に関するハイレベル三者会合―社 イトを閲覧されたい。 なお、本資料の詳細については、国際 ILPT国際研究部が仮訳したもの。 Bargaining - Negotiating for Social Tripartite Meeting on Collective (*) 本稿は、ILOレポート ・義の (ILO) 事務局のウェブサ ための交渉(High-leve (www.ilo.org/ 団体

注

盟国の国立統計局と労働省に送付されたアン て利用可能な統計と情報を概観するため、 労働組合の組織率と労働協約の適用率に関し 、全加

ンビークの労働問題調停・仲裁委員会 Laboral)、ナミビアの紛争防止・解決委員会 (Committee for Dispute Prevention and (Commissao de Mediacao e Arbitragem 新たな紛争解決機関のその他の例には、 、モザ

やケニアの

国家労働委員

3 4. Act)

組織率は、二〇〇七年には一二・一%に低下し た。二〇〇八年には、一二・四%へと微増 (米

号と二〇〇三年のマンパワー法 (Manpower concerning Trade Union/Labor Union) 二〇〇一年の労働組合に関する法律 第二

ンランド、 ダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英 わちオーストリア、ベルギー、デンマーク、 ルランド、 EU一五カ国とはEUの「旧」加盟国、 イタリア、ルクセンブルク、オラン フランス、ドイツ、ギリシア、アイ フィ

6

7. 二〇〇四年第四号、 年の社会民主主義と労働時間の刷新に関する法 Training and Social Dialogue) および二〇〇八 に関する法律 (Law on Lifelong Vocational Working Time) (Law on Renewing Social Democracy and

9. 二〇〇一年第二 Code Amendment Act)(二○○七年第四○号法 二〇〇五年第二五五号団体交渉修正 (Collective Bargaining Amendment Act) 一五号、労働法典修正法 (Labour

8

律

(国際研究部

(National Labour Board) などがある。 従業員自由選択法 (Employee Free Choice

国労働統計局)。 一九八三年には二〇・一%だった労働組合の

Act) 第一三号。

国を指す。 生涯職業訓練と社会対話

により修正

※写真提供ILO

日経テレコン21で

Business Labor Trend の記事検索が可能になりました

・8月6日からオンライン記事検索サービス「日経テレコン21」(http://t21.nikkei.co.jp/)で 『Business Labor Trend』に掲載された記事の見出し、本文を検索、閲覧することができるようになりました。

記事検索を利用するためには日経テレコン21への加入が必要です。また、検索、閲覧ごとに利用料が発生します。